広報 KOUHOU MIBU

壬生 MIBU

No.490
3月号
2000

力自慢が集う

［町綱引き大会　記事P14］

主な内容

●しののめ花まつり概要　2～3
●介護保険制度について　4～5
●町の医療費助成制度の紹介　6～7
●ダイオキシンを減らすために　8～9
●住民票・印鑑登録証明書は自動交付機で　10
●まちづくり町民フォトコンテスト結果　14

発行／壬生町役場　〒321-0292　栃木県下都賀郡壬生町通町12番22号　編集／総務部企画財政課広報広聴係　☎0282-81-1814　毎月23日発行
ホームページアドレス http://www.t-cnet.or.jp/~mibu/

を成功させよう

花まつり

～5月7日(日)

緑化フェアを控え、フェアの成功とふれあい交流館の完成を祝い、さらに町民が住んで良かったと思うまちづくり、また、地域産業の振興を目的として、「しののめ花まつり」を開催します。

緑化フェアの前夜祭的なムードで盛大に行いますので、皆さんお誘い合わせのうえお越しください。

●**開催期間**　4月2日～5月7日

会場案内

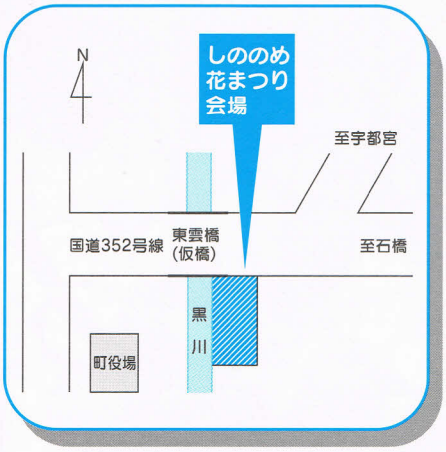

9(日)	10(月)～11(火)	12(水)	13(木)～14(金)
マス釣り大会9:00～、**円仁太鼓** 10:00～ **無料配付**(だいこん、なめこ汁) 10:00～ **二宮町尊徳太鼓** 10:30～ **日野美歌ショー** 13:00～ **ガーデニングコンペ** 14:00～ **町かんぴょう音頭保存育成会** 15:00～ **ファファ・サイコロゲーム**(15時まで) **カラオケフリータイム** 17:00～19:00 **ガーデニング展示**(5/7まで)	**カラオケフリータイム** 11:00～19:00	**カラオケ大会** (町歌謡会・沢れい子・加藤国夫) 12:00～19:00	**カラオケフリータイム** 11:00～19:00
緑化フェアPR(都市緑化フェア推進室)			

22(土)	23(日)	24(月)～28(金)	4/29(土)～5/7(日)
ファファ・サッカーゲーム(15時まで) **町お囃子保存会**(藤井五段囃子保存会) 10:00～ **カラオケフリータイム** 12:00～19:00 **下水道の日**(金魚・花の肥料無料配布)	**八木節**(宗家五代目堀込源太一門) 10:00～ **津軽三味線**(藤田三絃会) 11:00～ **カラオケフリータイム** 12:00～19:00 **緑化フェアPR**(都市緑化フェア推進室) **ストラックアウト**(スポーツ振興課・農務課)	**カラオケフリータイム** 10:00～19:00	**しののめ花まつり出店会によるイベント**(ビンゴ大会、ハイパーヨーヨー中村名人、無料配付、野点、八木節) **カラオケフリータイム** 10:00～19:00

会場となる東雲公園とふれあい交流館

第17回全国都市緑化とちぎフェア しののめ

4月2日(日)

会場配置予定図

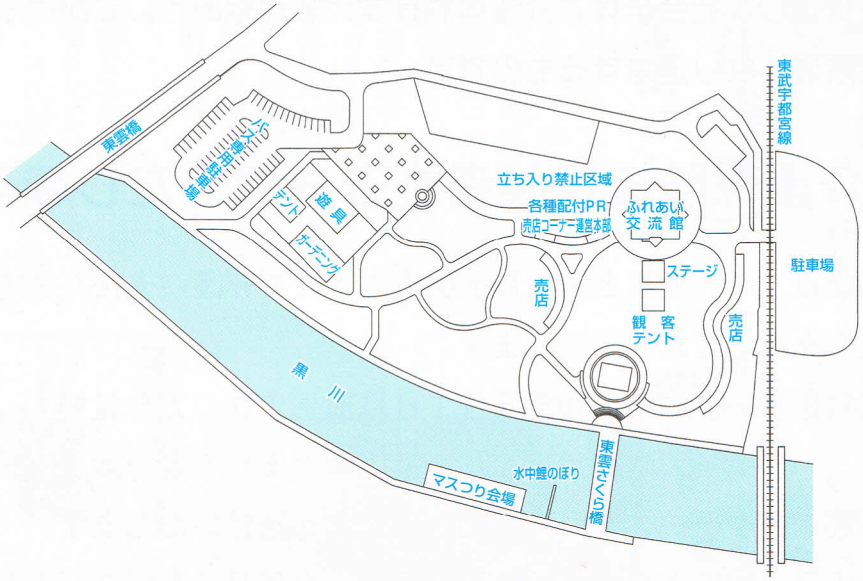

駐車場案内

公園西側	30台
公園東側	バス専用
東武線南	約200台
役場関係駐車場（役場、舟町、通町）	

しののめ花まつり予定表

4／2(日)	3(月)～4(火)	5(水)	6(木)～7(金)	8(土)
オープニングセレモニー 9:30～ **無料配付**（花、風船、甘酒、花の種、かんぴょうの卵とじ）10:00～ **抽選会** 10:00～ **円仁太鼓**（壬生寺和太鼓会）11:00～ **八木節**（宗家五代目堀込源太一門）12:00～ **緑化フェアPR**（都市緑化フェア推進室） ふれあい交流館ギャラリー展示（町文化協会）・花まつり出店会による出店（5／7まで）	**カラオケフリータイム** 11:00～19:00	**カラオケ大会**（町歌謡会・松風かおる・林みどり）12:00～19:00	**カラオケフリータイム** 11:00～19:00	**町文化協会ステージ**（吟詠部・民謡・民舞部・日舞部・音楽部）10:00～14:00 **町お囃子保存会**（西高野五段囃子保存会・助谷五段囃子保存会・鯉沼五段囃子保存会・上田五段囃子保存会）15:00～17:00 **カラオケフリータイム** 17:00～19:00 **緑化フェアPR**（都市緑化フェア推進室） 水中鯉のぼり設置（5／7まで）

15(土)	16(日)	17(月)～18(火)	19(水)	20(木)～21(金)
ファファ・ストラックアウト（15時まで） **町文化協会ステージ**（吟詠部・民謡・民舞部・日舞部・邦楽部）10:00～14:00 **町お囃子会保存会**（北小林五段囃子保存会・国谷五段囃子保存会・下馬木五段囃子保存会・安塚五段囃子保存会・福和田五段囃子保存会）15:00～17:00 **カラオケフリータイム** 17:00～19:00	**日賀のぼるものまねオンステージ** 11:00～ **“それいけ！アンパンマン”ショー** 10:00～、13:00～ **ピエロショー** 10:30～、12:30～、14:00～ **ファファ・ストラックアウト**（15時まで） **カラオケフリータイム** 15:00～19:00 **緑化フェアPR**（都市緑化フェア推進室）	**カラオケフリータイム** 11:00～19:00	**カラオケ大会**（町歌謡会・ザ・ロッキーズ・大沢桃子）12:00～19:00	**カラオケフリータイム** 11:00～19:00

４月から介護保険制度がスタートします

介護保険制度は、介護を必要とする人のために必要な介護サービスを総合的・一体的に提供し、社会全体で介護体制を支える仕組みとして設けられ、実施主体として町が保険者となり運営するものです。

《介護保険被保険者証を送付いたします》

65歳以上の方全員と40歳以上64歳以下で要介護（支援）認定者へ「介護保険被保険者証」を次のとおり郵送します。

①対象者……昭和10年５月１日以前生まれの方全員
　　昭和10年５月２日以降生まれの要介護（支援）認定者

②郵送月……３月中に手元へ届くよう送付いたします。

③手元に届いたら……住所・氏名・生年月日等に誤りがないか確認して、大切に保管してください。

介護保険被保険者証は、次のときに必要です

- 介護が必要となり、要介護認定の申請をするとき
- 居宅サービス計画作成依頼届出時

→ 町民生部介護保険推進室へ提出してください。

- 在宅サービス・施設サービスを受けるとき

→ 事業者や施設に提示してください。

介護保険被保険者証を返却していただくとき

- 町内で住所が変わったとき
- 他の市区町村へ転出するとき
- 被保険者が死亡したとき

→ 町民生部住民課または各出張所へ返却してください。

介護保険制度を円滑に導入するための特別対策

1．高齢者保険料の特別措置

● 65歳以上の方（第１号被保険者）が支払う保険料は、平成12年４月～９月までの半年間は、保険料を徴収されません。

さらに、10月から平成13年９月までの１年間は、高齢者の保険料を半額に抑える軽減措置がなされます。

2．低所得者の利用者負担金の軽減

● 介護保険制度では、介護サービスを利用する場合に、10％の利用者負担を支払っていただくことになります。所得の低い方については、負担の上限を低くするなどの特例が設けられていますが、今回の対策では、それに加えて、現在ホームヘルプサービスを利用されている所得の低い方については、当面３年間利用者負担を３％に、その後段階的に引き上げる措置がなされます。

要介護認定を受けて施設へ入所する方（家族）の申請により食事代の負担額（１日あたり）が軽減されます

● 平成12年４月１日以降介護保険施設（特別養護老人ホーム・老人保健施設・療養型医療施設等）に入所（入院）している方で、次の軽減要件①②③のいずれかにあてはまる方は、「介護保険標準負担額減額認定証」の交付を申請してください。

◎軽減要件　①生活保護の受給者
②老齢福祉年金の受給者で町民税世帯非課税者
③町民税世帯非課税者

認定証の申請及び問い合せは

町民生部介護保険推進室　☎81－1876・1877

町の医療費助成制度

乳幼児医療の助成対象年齢が4歳未満までに拡大されます

町では、乳幼児や妊産婦が医療を受けたとき、自己負担分の一部を助成していますが、4月1日から乳幼児医療費の助成対象年齢が、これまでの3歳未満から4歳未満までに拡大されます。

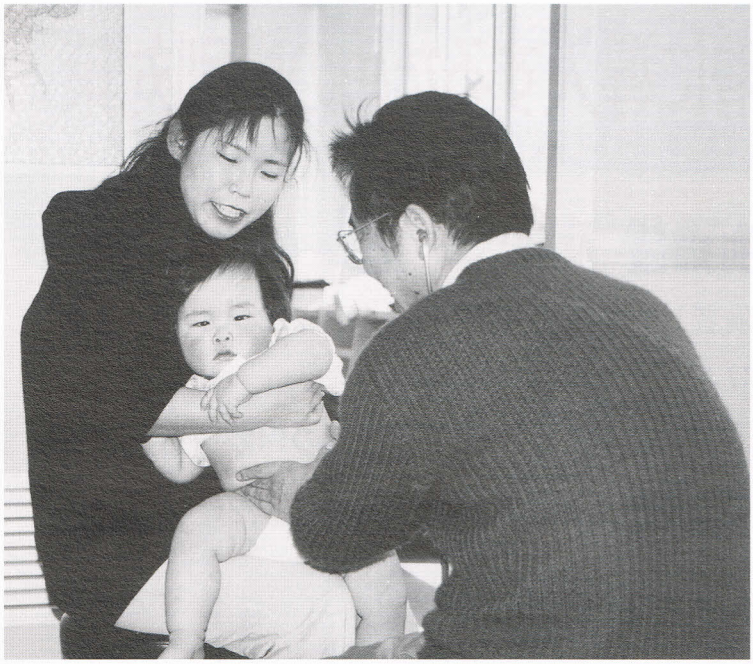

2月8日保健福祉センターで行われた10ヵ月健診で

◆乳幼児医療費助成制度

助成対象者
町内に住所があり、4歳未満の乳幼児を扶養している方。

受給期間
出生の日から、4歳の誕生日の前日の属する月の末日まで。
また、転入者は転入日から、転出者はその日までが受給期間になります。

医療費受給資格者証の交付申請に必要なもの
・健康保険証

その他
今回の助成対象年齢拡大によって、平成8年4月2日以後に生まれた乳幼児が対象になります。また、対象となるのは平成12年4月1日以後に医療機関でかかった保健診療分の医療費です。
平成8年4月2日～平成9年4月1日生まれの乳幼児については、平成12年4月中に新しい乳幼児医療費受給資格者証を送付します。ただし、転入された方については、新たに交付申請が必要です。

◆妊産婦医療費助成制度

助成対象者
町内に住所があり、妊娠の届けをされた方。

受給期間
妊娠の届けが受理された日の属する月の初日から、出産（流産及び死産を含む）した日の属する月の翌月末日まで。
また、転入者は転入日から、転出者はその日までが受給期間になります。

医療費受給資格者証の交付申請に必要なもの
・健康保険証
・母子健康手帳

◆助成の受け方

申請方法
保険診療証明を受けた助成申請書に、受給資格者証の番号、加入保険、金融機関名などを申請者記入欄に記入・捺印し、預金通帳（受給者名義）を持参して、町民生部福祉課または稲葉・南犬飼出張所へ申請してください。
また、郵送でも受け付けています。宛先は町民生部福祉課医療保険係になります。

申請期間
保険給付を受けた日から1年以内

助成額
受給期間内に受けた保険給付につき、一部負担金を窓口などで支払った金額から、高額療養費、附加給付等を差し引いた額です。（口座振込になります。）

その他
「医療費受給資格者証」の裏面に記載してある注意事項をよくお読みください。また、受給資格がなくなった場合は、速やかに医療費受給資格者証を町民生部福祉課または、稲葉・南犬飼出張所へお返しください。

問合せ先
町民生部福祉課
医療保険係
☎81－1832

◆重度心身障害者・ひとり親家庭医療費助成制度

身体の不自由な方やひとり親家庭の児童・親を対象に、医療を受けたときの医療費自己負担分（保険診療分から付加給付などを除いた額）を町で助成しています。

この医療費助成制度をよくご理解いただき、該当されている方でまだ助成を受けていない方は、すぐに町民生部福祉課で手続きをしてください。

	助成対象者	医療受給資格者証の交付申請に必要なもの	対象から除かれる方
重度心身障害者医療費助成制度	◆町内に住所があり、次のいずれかを満たす方 ・身体障害者手帳１～２級の方 ・療育手帳Ａ１、Ａ２、または知能指数が35以下の方 ・知能指数が50以下で、身体障害者手帳が３～４級と重複している方	◆身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方 ・健康保険証、身体障害者手帳または療育手帳 ◆身体障害者手帳、療育手帳をお持ちでない方 ・診断書、健康保険証 ※老人保健法の医療受給者の方は健康手帳も必要です	◆児童福祉施設または知的障害者援護施設に入所中の方
ひとり親家庭医療費助成制度	◆町内に住所があり、次のいずれかを満たす方 ア満18歳に達する日以降の最初の３月31日までの児童がいるひとり親家庭 イ両親のどちらか一方が身体障害者１級、２級程度の世帯の他方の親と子ども ウ父母のない満18歳に達する日以降の最初の３月31日までの児童を扶養している配偶者のない者とその児童	・健康保険証 ・児童扶養手当証書・母子年金証書・遺族年金証書のいずれか ・公的年金・児童扶養手当を受けていない方は、戸籍謄本または抄本と世帯全員の住民票 ・左のイに該当する方は、医師の診断書 ・老人保健法の医療受給者の方は健康手帳 ・他市町村から転入した方は、前住所地の所得証明書 ※民生委員の証明が必要な場合があります	◆所得が所得制限以上の方

助成の受け方

申請方法	申請期間	助成額	その他
保険診療証明を受けた助成申請書に、受給資格者証の記号番号、加入保険、金融機関名などを申請者記入欄に記入・捺印し預金通帳を持参のうえ、町民生部福祉課または各出張所へ申請してください。	保険給付を受けた日から１年以内。	受給期間に受けた保険給付につき、一部負担金を窓口で支払った金額（高額療養費、附加給付などを差し引いた額）です。	受給資格がなくなった場合は、速やかに医療費受給資格者証を町民生部福祉課にお返しください。 なお、「医療費受給資格者証」の裏面の注意事項をよくお読みください。

ダイオキシンを減らすために

ダイオキシンは、廃棄物（ごみ）を焼却する過程での不完全燃焼などにより生成するといわれています。その発がん性や催奇形性など、人の健康に対する影響が心配され大きな社会問題のひとつとなっています。

この問題を解決するためには、町民・事業者・行政が一体となってダイオキシンの排出削減に努めることが大切です。

快適で安全な環境づくりのために、皆さんのご協力をお願いします。

問合せ先　町民生部保健課環境公害係　☎81－1834

1．ごみの焼却量を減らすために ごみの減量化・リサイクルを進めましょう

ダイオキシンは燃焼過程で発生しますので、できるだけごみの焼却量を減らすことが重要です。

このためにはまず、ごみの減量化・リサイクルに積極的に取り組みましょう。

家庭での取り組み

- 買い物をする場合には、できるだけ包装されていない商品、リサイクルできる商品を選んで購入するようにしましょう。
- 「マイバッグ」運動を推進することにより、レジ袋を減らしましょう。
- 生ゴミは、できるだけコンポスト化を行いましょう。

事業所での取り組み

- 商品の開発に当たっては、リサイクルできることを第一に考え、商品化するようにしましょう。
- 製造過程から発生するごみについて、リサイクルのルートを構築しましょう。
- 製造過程等を見直し、さらなるごみの減量化を図りましょう。
- 繰り返し使用できる容器などにより輸送し、輸送の際の梱包材を減らしましょう。

ダイオキシン類対策特別措置法が施行されました

1月15日からダイオキシン類対策特別措置法が施行されました。

この法律は、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準や必要な規制等を定め、国民の健康の保護を図ることを目的としています。

この法律の施行により、次の施設（特定施設）を設置しているか又は設置を予定している事業者には、設置の届出や排出基準の遵守など新たな義務が生じます。

主な特定施設

①ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出する施設・・・廃棄物焼却炉（火床面積が0・5㎡以上又は焼却能力が1時間当たり50kg以上のもの）、焼結鉱の製造の用にする焼結炉など

②ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設・・・硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプ

2. プラスチック類は燃やさないようにしましょう

プラスチック類は、焼却する際に焼却炉内でダイオキシンを生成させる原因物質の一つといわれており、特に、塩化ビニールなどの塩素を含むプラスチック類は、ダイオキシンの生成にも大きく関与すると言われています。

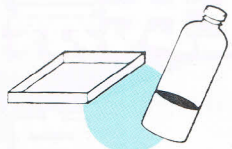

プラスチック類 **NO**

3. どうしても焼却する場合には下記に注意しましょう

ごみの減量やリサイクルを推進した上で、どうしても焼却しなければならないごみがある場合には、下記の事項に留意の上、周辺の環境に配慮して焼却してください。また、適正な燃焼管理、高度なばい煙処理のできる焼却炉で燃焼することが重要です。

①焼却炉は煙突以外から煙が出ないもので、燃焼に必要な量の通風が行われるものを使用すること

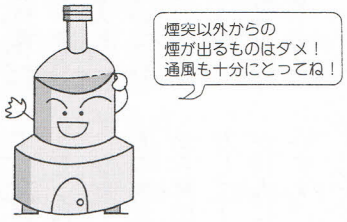

②煙突の先端から、火炎又は黒煙を出さないよう焼却すること

③焼却灰や未燃物が飛散しないようにすること

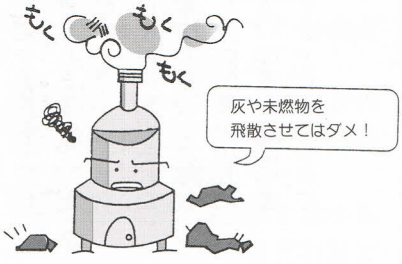

④水分を多く含むものは、燃焼温度を低下させ、くすぶりの原因にもなることから、燃やさないこと

産業廃棄物を焼却する小規模焼却炉は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める処理基準に従って、焼却することが必要となり野焼きは禁止されています。

処　理　基　準	
●焼却設備の構造 ・燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。 ・空気取入口、煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく廃棄物を焼却できるものであること	●焼却の方法 ・煙突から焼却灰及び未燃物を飛散させないこと ・煙突の先端から、火炎又は黒煙を出さないこと ・煙突の先端以外から燃焼ガスを出さないこと

の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設、塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設など

特定施設の設置届出

特定施設を設置する場合は、事前に知事への届出が必要です。

なお、既に特定施設を設置している場合は、法の施行後30日以内に届出が必要となります。

排出の制限

特定施設を設置している事業者は、排出ガス（大気）、排出水（水質）に係る排出基準を遵守しなければなりません。

なお、既設の特定施設の場合の排出基準は、法の施行後1年後から適用されることとなります。

事業者の排ガス、排出水の測定義務

特定施設を設置している事業者は、毎年1回以上、ダイオキシン類の量を測定し、その結果を知事に報告する義務があります。

罰則

特定施設の設置届出をしない場合等は、罰則が適用されます。

問合せ先

県南健康福祉センター環境部
☎0285-22-4309
FAX0285-21-0175

住民票・印鑑登録証明書は自動交付機で

町では、週休二日制の定着に伴う窓口事務の改善を図るため、平日のほか、土曜、日曜、祝日などの休みの日でも、住民票や印鑑登録証明書の交付を、自動交付機により受けることのできるシステムを、県内市町村で最初に導入し、町民の皆様にご利用いただいています。

このシステムは、銀行のキャッシュカードと同じように、町民カード（暗証番号を登録したカード）で直接自動交付機を操作して、交付を受けることのできるものです。

町民カードを利用すれば、窓口での申請書の記入や手続きを行わずに交付を受けられますので、どうぞご利用ください。

なお、平成11年中に利用された方の割合は、本庁で発行した部数から算出すると、住民票が10人に対して1・7人、印鑑登録証明書が10人に対して3・6人となっています。

土、日、祝日でもご利用いただけます

自動交付機ご利用案内

●利用できる期間及び時間

平日、土曜、日曜、祝日の午前８時30分～午後５時（12月31日～１月３日までは利用できません）

●設置場所

役場本庁　正面玄関内

●自動交付される証明書

住民票の写し、印鑑登録証明書

町民カード（暗証番号の登録が必要となります）

町民カードの交付及び申請手続き

カードの交付を受けられる方

壬生町に住民登録のある満15歳以上の方

カード交付の申請手続き

平日に、運転免許証やパスポート等の官公署発行の顔写真入りの身分証明書の他、認印、すでに印鑑登録されている方は印鑑登録証を持参の上、本人自らが町民生部住民課窓口または稲葉・南犬飼出張所でカードの交付申請をしてください。

手数料　無料。

ただし、同時に印鑑登録申請を行う場合には２００円。

（注意事項）

・防犯カメラを設置していますので、自動交付機をご利用いただいた方は、すべて防犯カメラに記録されます。

・町民カードや暗証番号の管理は、本人自らの十分な注意が必要です。もし、他人に貸与したり不正に取得されると、あなたの世帯の住民票の写しや印鑑登録証明書が不正に取得される場合がありますので、十分に注意してください。

問合せ先　町民生部住民課

☎81－1824・1825

暮らしに役立つ税情報

マイホームを持ったとき

◎住宅借入金等特別控除

住宅ローン等を利用してマイホームを新築や購入、増改築等をしたとき、一定の要件にあてはまれば、居住の用に供した年から15年間、住宅借入金等特別控除を受けることができ、15年間で最大587万5千円の所得税が軽減されます。

●控除を受けるための手続き

住宅借入金等特別控除を受けるためには、確定申告をする必要があります。サラリーマンの人は、1年目に確定申告すると2年目以降は年末調整で控除が受けられます。

●控除額の計算（マイホームを新築や購入、増改築等をして、平成11年又は12年中に居住の用に供した場合）

一般の家屋の取得等の場合

居住の用に供した年から

・1～6年目　住宅ローン等の年末残高×1％＝控除額（最高50万円、100円未満端数切捨て）

・7～11年目　住宅ローン等の年末残高×0・75％＝控除額（最高37万5千円、100円未満端数切捨て）

・12～15年目　住宅ローン等の年末残高×0・5％＝控除額（最高25万円、100円未満端数切捨て）

※住宅ローン等の年末残高は、5千万円が限度です。

※平成11年1月1日から平成11年3月31日までの間に居住の用に供した人は、平成10年中に居住の用に供した場合に適用される住宅借入金等の年末残高の限度額、控除期間（6年間）及び控除率による計算方法を選択することができます。

※住宅ローン等には、家屋の新築や購入とともにするその敷地等の購入に係るローン等で一定のものが含まれます。

※敷地等の購入に係る住宅ローン等の年末残高があっても、家屋の新築や購入に係る住宅ローン等の年末残高がない場合には、住宅借入金等特別控除の対象とはなりません。

詳しくは、お近くの税務署へ
栃木税務署☎22－0885

フォトニュース

2/8 藤田弓子さんを招き健康講演会

藤田弓子さんを講師に迎えた健康講演会が町保健福祉センターで開かれました。講演では、巨人軍の長嶋監督に会ったときのことや老けないための工夫、アイディア等を中心に話されました。

2/20 福和田地区で伝承館まつり

ふるさとルネッサンス事業の一環として、福和田地区で第1回伝承館まつりが行われました。

朝から小雪の舞う寒い一日でしたが、地域の人たちが大勢参加、豚汁サービスや五段囃子の競演等があり楽しい一日を過ごしました。

2/21 町老人クラブ連合会が寄付

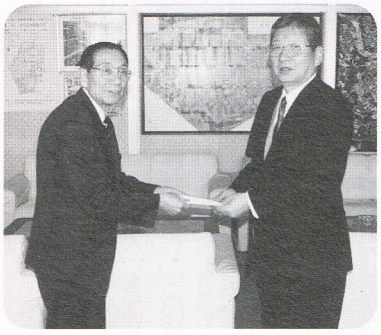

町老人クラブ連合会（高間信義会長）では、例年100円募金活動を行っており、このたび集められたお金を福祉基金として、町社会福祉協議会へ寄付しました。

国民年金あれこれ

国民年金の独自給付

●寡婦年金

受給資格期間を満たした夫が、年金を受けることなく死亡したときに、夫に生計を維持されていた65歳未満の妻が、60歳から65歳になるまで受けられます。年金額は、夫の被保険者期間で計算した老齢基礎年金の額の4分の3です。

※死亡当時までの婚姻関係が、10年以上継続していることが必要です。

※夫の死亡日に妻が60歳未満の場合は、60歳になってから支給されます。

●死亡一時金

保険料を3年以上納めた人が、老齢基礎年金や障害基礎年金を受けずに死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に支給されます。

※寡婦年金を受けられる場合は、どちらか一方を選択することになります。

《金額》　（死亡一時金）

保険料納付期間	金　額
3年以上15年未満	120,000円
15年以上20年未満	145,000円
20年以上25年未満	170,000円
25年以上30年未満	220,000円
30年以上35年未満	270,000円
35年以上	320,000円

※付加保険料を3年以上納付している場合は、8,500円が加算されます。

ただいま活動中 ⑩

地域の子はみんなわが子

壬生町 母親クラブ

壬生町母親クラブをご存じですか？

壬生町母親クラブ（岡野美砂会長）は、町児童館を拠点に、会員相互の親睦を図りながら、母親自身の子育てや家庭地域での生活の問題など子供たちを取り巻く様々な問題について、みんなで話し合い、考え解決していきます。

私達が母親クラブのメンバーです

また、子育てに関する各種研修会、講演会への参加やボランティア活動など、児童健全育成についての4つの中心的活動を行い、児童福祉の向上を図っています。

①児童の事故防止の為の奉仕活動

事故（非行やいじめ等）や犯罪から子供を未然に守ることも母親クラブの大切な活動の一つです。

②児童養育に関する研修活動

子供たちの健全育成のために各種講演会・研修会・座談会への参加や施設見学など、母親自身の資質向上を目指した活動

③親子及び世代間交流事業

子供同士や親子、おじいちゃん・おばあちゃんとの交流を深める。

④会員相互の親睦を図る為の事業

児童館行事との共催事業を行います。

《本年度の主な事業》

子育て座談会を始め、音楽鑑賞会及び災害事故の未然防止から、県の防災館を視察し、防災体験を行いました。また児童館との共催により、夏祭り、児童館祭り、餅つき会、節分会等の事業も実施しました。

《入会方法》

〝地域の子どもは、みんな我が子〟の気持ちをもう一度見つめ直し、入会をお待ちしています。詳細については、壬生町母親クラブ事務局（町児童館内☎82－7388）までお問合せください。

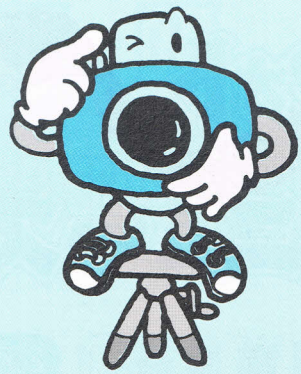

みんなの広場

皆さんのご応募をお待ちしています!

がんばれ 社会人（No.6）

栃木信用金庫 おもちゃのまち支店

中川博登（ひろと）さん

当金庫は、昭和3年6月有限責任栃木信用組合として設立され、昭和26年の信用金庫法により翌27年5月に栃木信用金庫に改組となり、創立71年の歴史ある「地域と運命共同体」の共同組織金融機関であります。尚、平成11年9月末現在、役職員253名、預金残高1,510億円、貸出金930億円、自己資本率12・31％となっております。おもちゃのまち支店は「地域の皆様と共に」をモットーに昭和59年3月に11番目の店舗として開設し、現在11名の職員で構成され、その内3名の渉外係が各企業・家庭を訪問し、財産づくりのお手伝いをさせて頂いております。

それでは、おもちゃのまち支店に勤務している中川博登君を紹介します。中川君は、入庫8年目の25歳です。「全力投球」を合言葉に、何事にも前向きに取り組み、渉外係として活躍しております。気はやさしくて、力もち、物腰やわらかく小さな子供からお年寄りまでとても人気があり、当金庫のイメージキャラクターのアンパンマンのような存在です。

また、長嶋監督の大ファンで、高校時代は甲子園を目指した、野球大好き人間であります。

最近では趣味でゴルフをはじめ、5回目のラウンドでハーフ43をだしております。休日はお子さんとのキャッチボールを楽しむなど、家族との時間を大切にしているやさしいお父さんでもあります。

カブ号で軽快に走る彼を街角で見掛けたら、どうぞ気軽に声を掛けてください。

紹介者　須田

とっておきの名人⑩

後世に残したい手仕事です

鯉沼　金田ヨシさん

鯉沼地区では、昔からホウキ草を編んだ「はまぐりぼうき」が盛んに作られていました。祖父の代から「はまぐりぼうき」を作っている金田ヨシさんは、今ではただ一人のほうきづくり名人です。

ヨシさんは、昭和29年に嫁いで来て以来、祖父や旦那さんに作り方を教えてもらい、農閑期になるとほうきづくりに励んで来ました。上手に作らないと高く売れないので、旦那さんに相談したところ、「見て覚えなさい」と言われたそうです。

祖父や旦那さんも亡くなり、今ではホウキ草も自分で栽培します。湯に漬け、干して十分に乾燥させて、手になじませます。一本のほうきを作るのに、100本位のホウキ草を使い、2時間ほどで仕上げます。以前台湾製のホウキ草を使ったことがあるそうですが、台湾製では茎が裂けたり、折れたりして編みづらいそうです。

ヨシさんの作ったほうきは、使いやすいと評判で、黒羽町や静岡県、千葉県の方からも問合せがあり、わざわざ買いにくる人もいるそうです。

昨年事故にあった関係で、今年はまだ作業をしていないと言うことですが、一日も早い回復を願います。

手ぼうき作りでむらづくり名人に登録されています

私の作品

版画「海の底で」

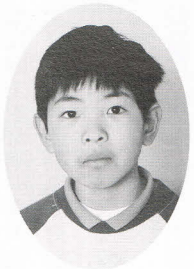

睦小５年　中川　勇志

とけい台

むつみ小二年　高橋由莉恵

睦小２年　高橋　由莉恵

文芸

文化協会文芸部選

短歌

夕餉にはメキシコ産の南瓜にて
湯舟に日本の柚子を浮べり
曽篠登志子

リズムよく野菜をきざむ音のして
今朝も夫が厨に立てり
荒川　弘子

麦畑に立てば昔がしのばるる
後手組みて麦を踏みしを
篠原　マサ

俳句

蕾もつ椿の鉢を廊下に置き
花の咲くのを待ちわびてゐる
轟　ノリ

関取の声とソプラノ鬼やらい
宇井　秋汀

風花やベランダにある乾布団
鈴木佳世子

土竜盛りし土の乾きや日脚伸ぶ
鈴木　愛子

立春の樹木医古木にささやけり
高山香代子

推薦「みぶの夢またーつ〈インターチェンジ〉」青木修

特選「ぶっつけ」安生隆子（栄町）

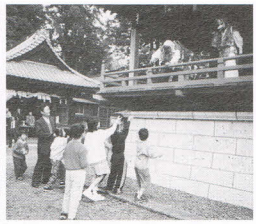

特選「早く投げて」松本信次（東原）

入選「ご本丸の春」川原田忠司（緑町３）

入選「産業まつり」赤羽根正六（安塚二）

入選「Ｇｅｔ！」宮本さち（若草）

まちづくり町民フォトコンテスト入賞作品13点決まる

今年で７回目を迎えたまちづくり町民フォトコンテストの審査会がこのほど行われ、入賞作品13点が決まりました。

今回は35名の方々から57点の作品が寄せられ、審査には、栃木県芸術祭写真部門の審査員等も務める、写真家の稲見年彦氏があたりました。

その結果、最優秀賞に当たる「推薦」には、青木修さん（六美町中央）の作品「みぶの夢また一つ<インターチェンジ>」が選ばれました。審査結果は、次のとおりです。（敬称略）

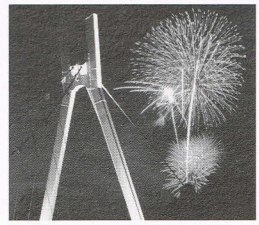

入選「東雲さくら橋の夏」江草保幸（駅東）

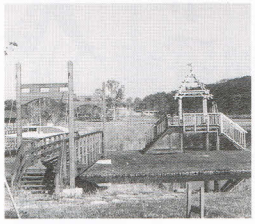

入選「緑化フェア会場－１」大栗正次郎（国谷新田）

入選「城址の門」加藤節子（幸町３）

佳作「モアイの風景」石﨑麗子（上表町）

佳作「天祭の天棚」田村政一（北小林）

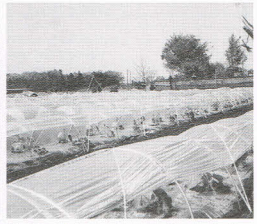

佳作「キュウリのトンネル」海老沼武（前宿坪）

佳作「イベントの集い」川又康治（緑町１）

入賞された皆さん

スポーツ

下馬木Ｂ、弥生会が優勝
第13回壬生町綱引き大会

第13回壬生町綱引き大会は、２月20日町総合運動場体育館で、男子８チーム、女子２チームが参加して行われました。

競技は、男子、女子の部とも選手５人（体重制限なし）によるリーグ戦、１本引きで行われ、男子の部は下馬木Ｂチーム、女子の部は弥生会が優勝しました。

結果は次の通りです。

〈男　子〉

優　勝　下馬木Ｂ

準優勝　六美南自治会

３　位　下馬木Ａ

敢闘賞　ブロッコリーズＡ

〈女　子〉

優　勝　弥生会

準優勝　Ｍ・Ｂ・Ｈ

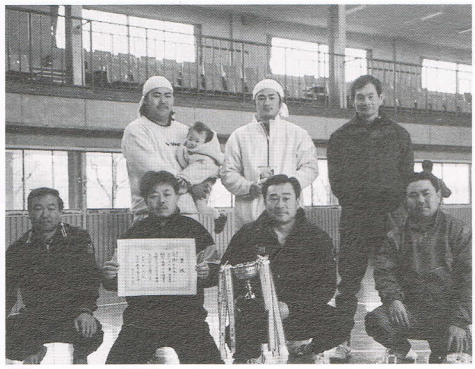

男子の部優勝下馬木Ｂチーム

女子の部優勝弥生会チーム

まちのわだい

夜警続けて10年
上通町自治会青壮年部

「戸締り用心、火の用心、防犯防火に努めましょう」を合言葉に、上通町自治会青壮年部（丸山源一郎会長、会員30名）では、平成２年から上通町内の警邏活動を続けています。

自分たちの地域は、自分たちで守ろうと始めたこの活動は、毎年12月20日から１月31日までの午後９時30分から約１時間実施しているもので、今年で10年目を迎えました。

その甲斐あって、今までに上通町内での事件や事故、火災などの発生は一件もなく、「これからも常に初心を忘れず、できるかぎり続けていきたい」と話しています。

上町松寿会が最優秀賞
寿会・下町松寿会も優秀賞

左から阿久津会長、大栗会長、神永会長

栃木県道路愛護連合会主催の平成11年度道路愛護作業コンクールの表彰式が２月７日、栃木県自治会館で行われ、上稲葉上町松寿会（神永昭次会長）が花いっぱい部門で最優秀賞を、また、車塚自治会寿会（大栗宗二会長）と上稲葉下町松寿会（阿久津三郎会長）が優秀賞を受賞しました。

上稲葉上町松寿会は、上稲葉上町地内の国道352号線沿いの400ｍの区間で、車塚自治会寿会は、車塚地内の町道３号線沿いの900ｍの区間で、上稲葉下町松寿会は、上稲葉下町地内の国道352号線沿いの230ｍの区間で、それぞれ花の植え付けや育成、管理等を行っており、このたびこれらの活動が評価されました。

開通前に惣社今井バイパスを見学
壬生小児童が校外学習で

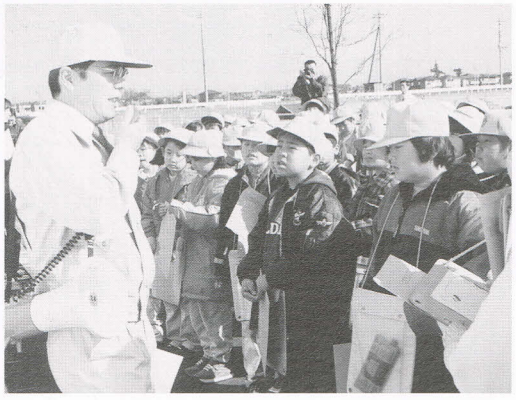

栃木土木事務所の職員から説明を受ける壬生小の子どもたち

道路に対する認識を深めてもらうことをねらいとして、県では２月３日、開通前の惣社今井バイパスの見学会を開きました。

この日の見学会には、壬生小学校の３年生130人が、社会科の校外学習の一環として参加、栃木土木事務所の職員から、バイパスができるまでの流れなどについて説明を受けたあと、新保橋などを見学、道路の果たす役割等について学びました。

上稲葉の荒川一範さん
園芸部門で優良賞

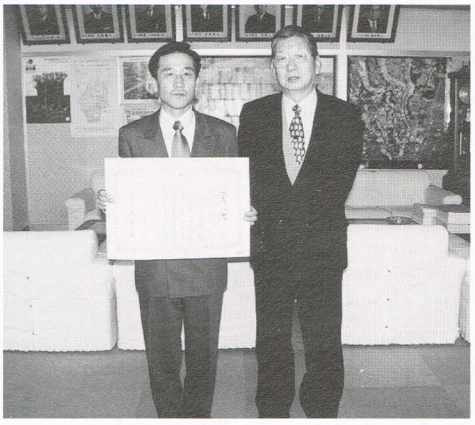

町長室に報告に訪れた荒川さん（左）

第24回県首都圏農業経営コンクール大会の表彰式が２月15日、県庁で行われ、上稲葉（上町）の荒川一範さんが園芸部門で優良賞（栃木県知事賞、下野新聞社長賞）を受賞しました。

この大会は、首都圏農業の確立に向け、農業経営の改善に積極的に取り組み、顕著な成績をあげている農業者を表彰し、本県農業の振興を図ろうと、実施しているものです。

荒川さんは、いちご栽培において労力の省力化や環境改善などの経営改善に取り組み、地域においては、町苺山上げ組合の組合長を務めるなど、組織のリーダーとして活躍しており、このたびこれらが評価され、表彰されました。

壬生ゆかりの作家たち

～作家のこの一枚(10)～

『画室風景』（1993年）
渡邉達也（1924－）
油彩162×112cm　ミュージアム氏家蔵

1924年 壬生町に生まれる
川端画学校西洋画部に学ぶ
東京美術学校本科洋画科（現東京芸術大学）卒業
日本美術家連盟会員
栃木県美術家協会を設立する
元集団拓（拓展）を結成する
元栃木県芸術祭洋画部専門委員（審査員）
個展４回
とちぎ蔵の街美術館整備委員
佐野乾山研究所主宰
編著書
・画家橋本邦助
・佐野乾山の真贋について
・新考証歌麿と栃木
・下野書画人名一覧
・大騒動栃木県立美術館問題の真相
・尾形乾山手控集成（共編）
・真贋尾形乾山の見極め
壬生町国谷在住

寄付

壬生町老人クラブ連合会様㉒　28万1千円
稲葉地区カラオケ愛好会様⑳　4千320円
◆社会福祉協議会へ（○数字は寄付回数）
しゃぼん壬生店様⑦　3千円
羽生田西部親睦会様⑯　3千円
中川　淳様⑨　5千円
渡辺セン様①　500円

消費税は消費者が負担している税です 納期限までにきちんと納付しましょう

納税は社会の基本的なルールです。日ごろから納税のための資金手当や納付の期限に十分注意し、期限内に申告・納付されるようお願いします。特に消費税及び地方消費税は、消費者が負担している税ですから、確実に納税されるようお願いします。

1　納税資金の備蓄等により、期限内に納税しましょう。

2　個人事業者の方は、振替納税を利用しましょう。

3　期限内に納付されない場合には、延滞税が加算されます。
また、期限を経過しても納付せず放置されるような場合には財産の差押え等の滞納処分を受けることにもなります。

4　期限後申告あるいは修正申告をする場合には、本税と併せて延滞税と加算税の納付が必要となります。
なお、直ちに納付できない場合には、早めに税務署（徴収担当職員）に相談してください。

まちのうごき

3月1日現在

総人口	39,890 人	（△24）
男	19,672 人	（△29）
女	20,218 人	（　5）
世帯数	12,949 世帯	（△1）

（　）内は前月比

4月の納税等

●国民年金　全期前納　4～9月分前納　4月分
（納期限　4月28日）
納期限間際は、納付窓口が大変込みあいます。早めに納付しましょう。